

## 担保提供書（C-1090-2）

(1) 「輸入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。

(2) 個別担保の提供の場合は、「（令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間）に輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物又は」を削除した上、必要事項を記載する。

(3) 据置担保の提供の場合は、「令和　　年　　月　　日に特例申告番号　により申告し、」を削除した上、担保の提供原因に応じ必要事項を記載する。

(例) イ. 特例申告に係る保全担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物に係る関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」

ロ. 特例申告に係る保全担保と特例申告納期限延長に係る保全担保との併用担保の場合

「私（当社）が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に輸入許可を受ける貨物又は納期限の延長を受ける特例申告貨物に係る関税等の保全（通知番号〇〇〇〇）のための担保を、下記のとおり提供します。」

(4) 「担保の種類及び表示」欄には、提供した担保の内容を具体的に記載する。

(例) イ. 保証人の場合

「保証書、保証人　〇〇銀行〇〇支店」

ロ. 金銭の場合

「金銭供託年月日　令和〇年〇月〇日

供託番号　〇〇年度　証第〇〇号

供託金額　金　〇〇〇〇〇円」

(5) 「担保金額」欄には、担保物件の価額を記載する。

なお、特例申告に係る保全担保が併用担保である場合は、「担保金額」欄のかっこ書に、当該保全担保に係る提供額を内書きで記載する。

(6) 「※本税限度額」欄には、提供された担保について税関が担保価額の評価をした場合に、その金額を記載する。

(7) 関税法第7条の8又は第9条の2第3項後段による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」欄に、担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された額（変更の場合は、変更後の額）を記載する。

(8) 担保預り証の「保全担保登録票番号」欄に、保全担保の担保登録票番号を記載する。

なお、併用担保である場合には、「担保登録票番号」欄に、保全担保以外の担保登録票番号を記載する。